

# 金沢市簡易水道渇水等対策補助金交付要綱

(平成17年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、渇水その他のやむを得ない事情により、安定的に給水することが困難となった簡易水道に係る給水費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、金沢市簡易水道補助金交付規則（平成4年規則第15号）第2条に規定する要件を備える簡易水道によって、市長が適当であると認める事由により、金沢市企業局が行う上水道の給水を受ける町会その他の団体に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、上水道の給水費用（同一年度内のものに限る。）の額から、給水した上水道水の量を金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第24条の表中に規定する家庭用用途で使用した水量とみなして得た給水使用料金の額を控除して得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。